

第三部

令和 7 年度 指定障害福祉サービス事業者等集団指導

- 1 指導及び監査
- 2 運営指導（実施通知から改善報告書提出まで）
- 3 令和 7 年度運営指導の重点事項
- 4 令和 6 年度におけるサービス別指摘件数、内容別指摘件数
- 5 令和 7 年度から義務化された事項に対する指導
- 6 令和 7 年度から減算適用となる事項に対する指導
- 7 令和 7 年度から減算の経過措置の適用外となる事項に対する指導
- 8 食事提供体制加算について
- 9 食材料費について
- 10 定員について
- 11 施設外就労について
- 12 見える化要件について
- 13 個別支援会議の作成にかかる業務の流れについて
- 14 個別支援計画未作成減算について
- 15 障害福祉サービスにおける不適切事例について

指導監査課



14 個別支援計画未作成減算について



個別支援計画未作成減算 対象 17 事業

療養介護・生活介護・施設入所支援・自立訓練（機能訓練）

自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援A型

就労継続支援 B型・就労定着支援・自立生活援助

共同生活援助・児童発達支援・放課後等デイサービス

居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援



14 個別支援計画未作成減算について

算定される単位数

減算が適用される月から3月末満の月については、
所定単位数の100分の70

減算が適用される月から連続して3月以上の月については、
所定単位数の100分の50

※所定単位数 各種加算がなされる前の単位数

14 個別支援計画未作成減算について

具体的取扱い

次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、
次のいずれかに該当する利用者につき減算するもの



14 個別支援計画未作成減算について

- サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていないこと
- 基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと

行動援護は「支援計画シート等未作成減算」があります

算定される単位数

各種加算がなされる前の所定単位数の100分の95

具体的取扱い

- ・サービス提供責任者等による指揮の下、支援計画シート等が作成されていないこと
- ・支援計画シート等の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと



それでは、令和6年度の実際のケースを
見ていきましょう

指摘は実際のものですが、特定を避けるため、
複数の事業所の事例を合わせた上で
架空の設定・内容にしています

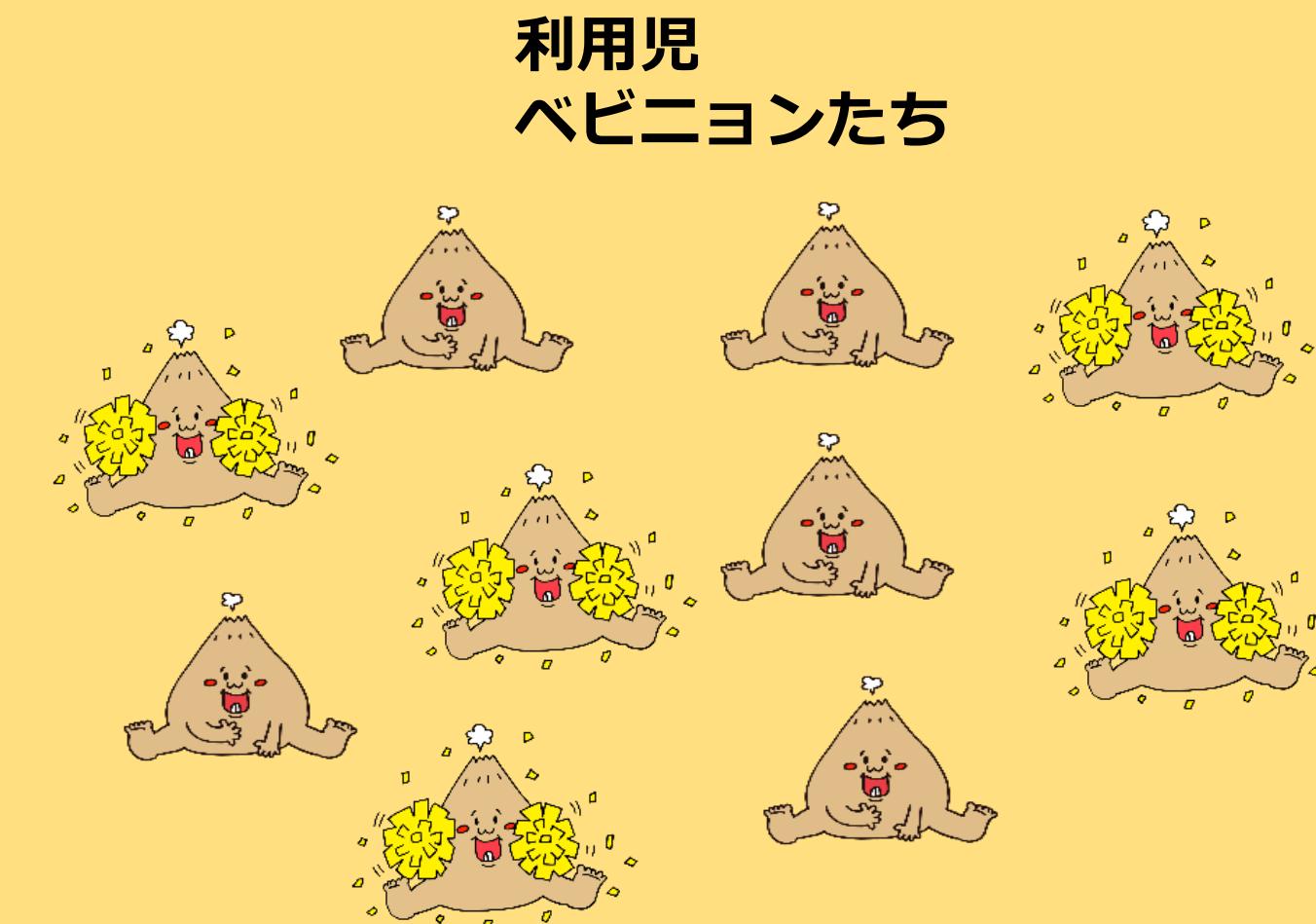


個別支援計画未作成減算 令和 6 年度事例解説

児発管メガニヨンのたいへんだった一日



舞台は、有限会社マグマグが運営する 放課後等デイサービスの事業所「マグチャイルド」



定員10人、登録も10人

だいたいみんな時間区分2

週3～4回通うから

1時間30分超3時間以下
定員10人以下
医療的ケアなし

をとつていて

月の報酬はだいたい



基本報酬 609単位×10×15回×10人 = 913,500円くらい

送迎加算 54単位×10×2×15回×10人 = 162,000円くらい

福祉・介護職員等処遇改善加算 10人分で6万円くらい

合計1,135,500円くらい



児発管メガニヨンはやさしくて、子どもが大好き

でも、誰かと言いあらそうのは苦手

あと秘密にしているけど、事務処理も苦手

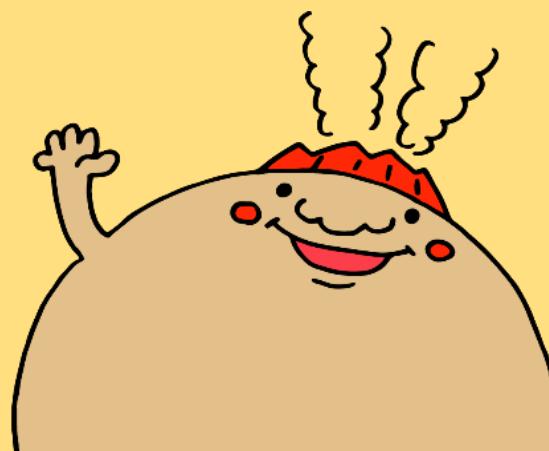


管理者マルニヨンはおおらかで、とってもポジティブ

いつもにこにこして、児発管メガニヨンをほめてくれる

「メガニヨンは世界一」

「メガニヨンは療育の最高のプロ」



児発管メガニヨンはそのたび
うれしくて泣いてしまう



有限会社マグマグ 代表者 様

運営指導実施通知書

日時 令和6年11月

実施対象 指定放課後等ディイサービス
「マグチャイルド」

指導担当者 リキニヨン

※事前提出書類を提出してください

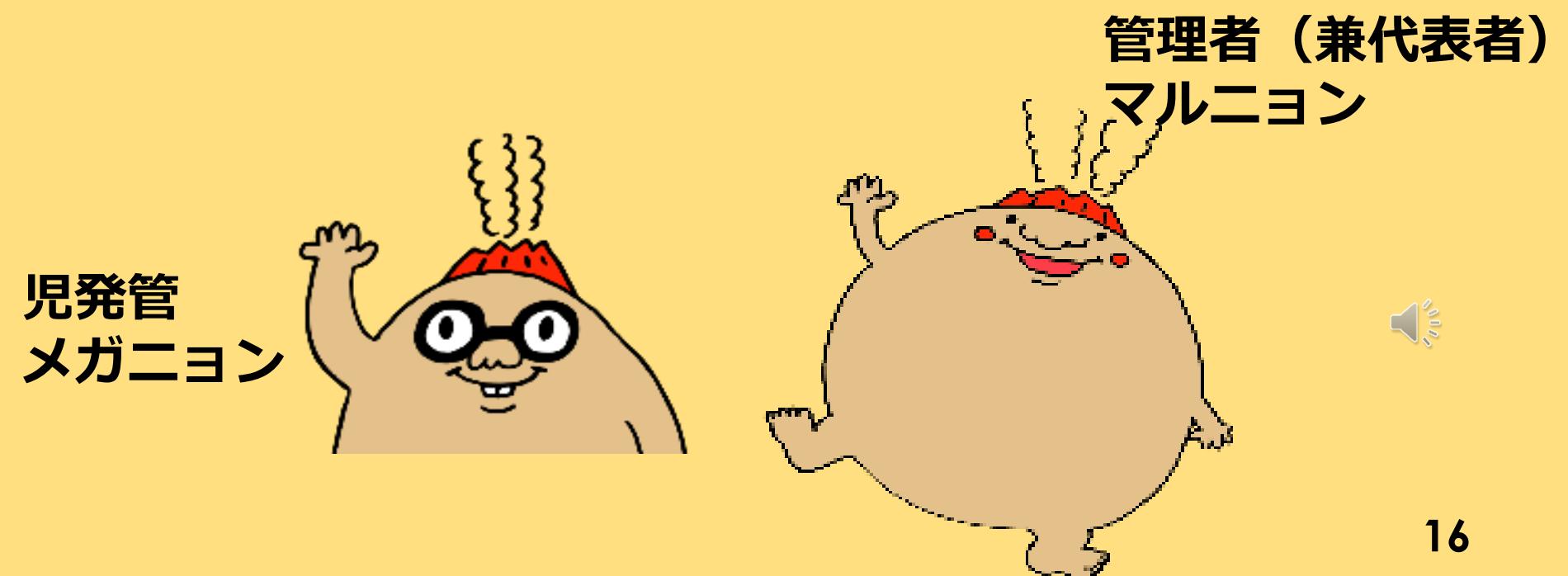
風が冷たくなってきた
ある秋の日
「マグチャイルド」に
1通の封書が送られてきた



11月になった

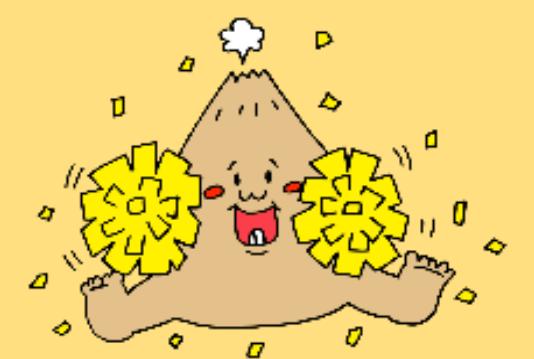


運営指導は、
管理者マルニヨンと児発管メガニヨンで
対応することになった



運営指導

ベビニヨンニヨンのケースが確認用にえらばれた



抽出ケース

ベビニヨンニヨン

小学3年生の女の子

利用開始日：R4.4.15

療育手帳B1

教科によって特別支援学級と普通学級を行ったり来たりする



- ・「ベビニヨンニヨン♪、メガニヨンニヨン♪」
と歌いながら、児発管メガニヨンの後ろをついて回るのが
最近のお気に入り
- ・いちごとチョコレートが好き



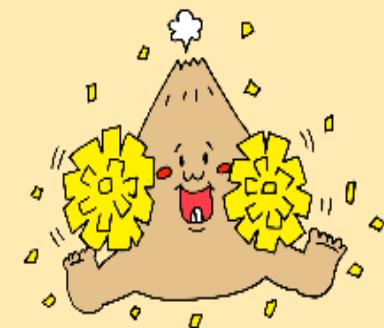
運営指導



- ・母1人、子1人の母子家庭
- ・母親の保護者マルマルニヨンは、精神の病気を患っていて、病状が不定期に悪化し、1～2週間ていど入院することがある
- ・保護者マルマルニヨンが入院するときは、ベビニヨンニヨンは市外の児童養護施設の短期入所に預けられる
児童相談所の担当ニヨンニヨンリキが車でむかえにくる



運営指導



- ・小学校入学前は児童発達支援「マグベビー」を利用していた
3歳児検診のときに言葉の遅れを指摘されたのがきっかけ
- ・入学する半年前から、放課後等ディイサービスを探し、数か所の事業所を見学した
見学のときは、相談支援事業所「マグ相談センター」の相談支援専門員リキリキが同行した
- ・ベビニヨンニヨンが「マグチャイルド」を気に入ったので利用を決めた



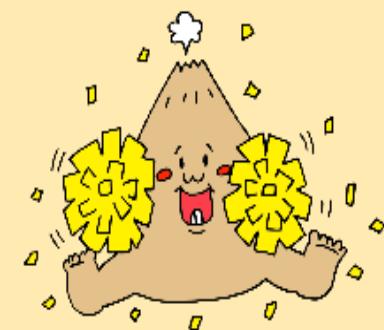
運営指導



- ・普通学級のクラスメートは、女の子を中心にベビニヨンニヨンをかわいがっていて、家庭科や音楽の移動教室のときに準備を手伝って一緒に行ったり、体育の着替えのときに、髪を結び直してあげたりする
- ・いすに座って先生の話を聞くのは苦手
5分くらいしたらすぐ席をはなれて、おもしろそうなことを探しに行く
小学校の中庭で飼っているうさぎを見に行ったり、ざぶん池の亀に会いにいくことが多い



運営指導



- ・学校の出席日数は半分くらい
- ・朝寝坊したり、保護者マルマルニヨンが制服の洗濯をしていなかつたりすると学校は休む
- ・お弁当の準備が必要な遠足や運動会は参加したことがない
保護者マルマルニヨンは、いつもその直前に病状が悪くなってしまう

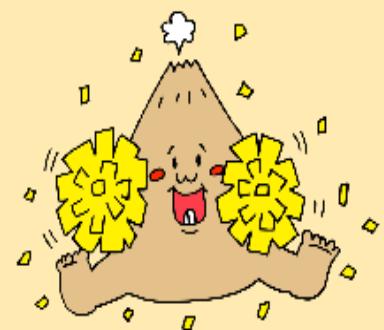
運営指導



- ・元児発管リキリキニヨンさんはR5.3月、下記プロセスを実施
- R5.3.15 保護者マルマルニヨン・ベビニヨンニヨンと面接モニタリング及びアセスメントをおこなった
- R5.3.16 個別支援計画の原案を作成（R5.4.1～R5.9.30）
- R5.3.17 個別支援会議を開催
参加者：元児発管リキリキニヨンさん
児発管メガニヨン
児童指導員ニヨンマル



運営指導



- ・元児発管リキニヨンさんが実施したプロセスのつづき
- R5.3.18
- ・ベビニヨンニヨンを家に送るさいの送迎車に同乗し、そのまま居宅訪問・保護者マルマルニヨンと面接
(児童指導員ニヨンマルも同席)
 - ・原案の説明をおこない、同意の署名をもらう
 - ・ベビニヨンニヨンの家の様子や保護者マルマルニヨンの体調、育児の悩みの聞き取りもおこなう



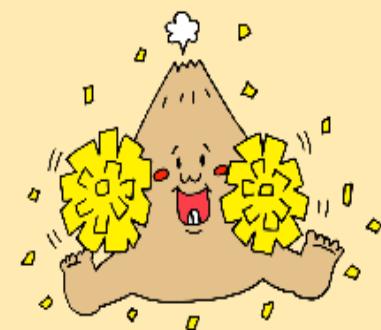
運営指導



- ・元児発管リキリキニヨンさんはR5.3月末で退職した。
- ・不安がる児発管メガニヨンに「これ、お守りね」と言って、利用児全員分の「計画プロセスやることリスト」が書かれたノートを渡した
- ・「いつでも電話していいんだからね」とつけてくれた



運営指導



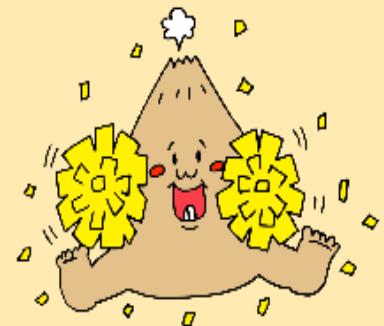
- ・児発管メガニヨンはR5.9～12月、下記プロセスを実施

R5.9.6～11 モニタリングの面接日時の約束をするため、保護者マルマルニヨンに何度か電話をしたが、保護者マルマルニヨンは電話に出なかった

R5.9.28 パソコンに入っていた個別支援計画をコピペして日時や行事などの内容を修正
(R5.4.1～R5.9.30) → (R5.10.1～R6.3.31)



運営指導

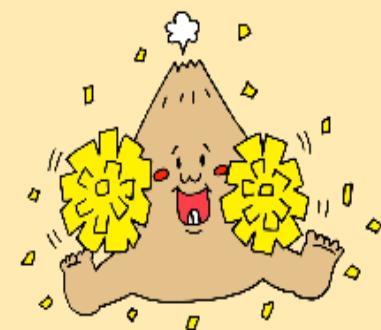


- ・児発管メガニヨンが実施したプロセスのつづき

- R5.10.5~8
- ・保護者マルマルニヨンに原案の説明をしようと電話したが、保護者マルマルニヨンは電話に出なかった
 - ・その後、児発管メガニヨンはいそがしくて、ベビニヨンニヨンの個別支援計画のことはわすれてしまった



運営指導

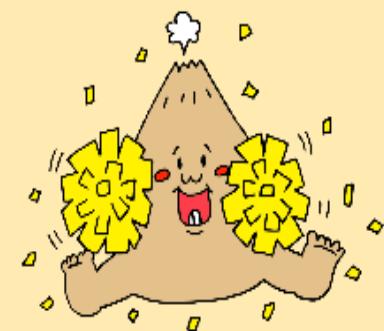


- ・児発管メガニヨンが実施したプロセスのつづき

- R5.12.17
- ・支援後いつものとおり、児童指導員ニヨンマルはベビニヨンニヨンを送迎車で家に送った
 - ・車を出そうとしたらベビニヨンニヨンが「ママがたいへん、たいへん」と泣きながらもどってきた
 - ・児童指導員ニヨンマルが家に入ると保護者マルマルニヨンがたおれてぐったりしている児童指導員ニヨンマルは救急車を呼んだ



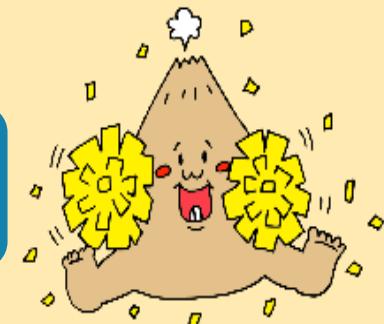
運営指導



- ・児発管メガニヨンが実施したプロセスのつづき

- R5.12.17
- ・児童指導員ニヨンマルから連絡をうけた児発管メガニヨンは病院にかけつけた
 - ・保育園のお迎えがある児童指導員ニヨンマルと付き添いを交代し、合流した管理者マルニヨンもいっしょに、ベビニヨンニヨンもふくめ4人で点滴がおわる夜まで病室ですごす
 - ・保護者マルマルニヨンは脱水症状だった
 - ・4人は怪談話でもりあがった





- ・児発管メガニヨンが実施したプロセスのつづき

R5.12.17

- ・保護者マルマルニヨンの症状はおちつき、その日の夜、保護者マルマルニヨンとベビニヨンニヨンは家に帰ることができた
 - ・児発管メガニヨンは2人を家まで車で送った
 - ・児発管メガニヨンはその日、保護者マルマルニヨンにモニタリングをしなければならないこと、個別支援計画の説明・同意・交付をしなければならないことを思い出さなかつた



運営指導



- ・児発管メガニヨンが実施したプロセスのつづき
- R5.12.22
- ・「マグチャイルド」に保護者マルマルニヨンがお礼にきた（※ベビニヨンニヨンは支援中）
 - ・児発管メガニヨンと管理者マルニヨンは、保護者マルマルニヨンを社長室に案内し、保護者マルマルニヨンがもってきたお菓子をたべながら3人で怪談話でもりあがった





- ・児発管メガニヨンが実施したプロセスのつづき

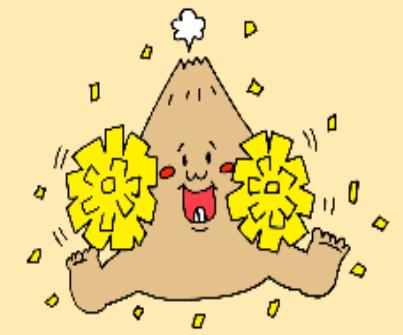
R5.12.22

- ・保護者マルマルニヨンが帰るときに
「そういえば9月と10月にマグチャイルドから
電話の着信が何回かあった」と言い、

児発管メガニヨンは、
モニタリングをしていなかったことと、
計画の説明をしなければならないこと、
文書による同意をもらっていないことを思いだした



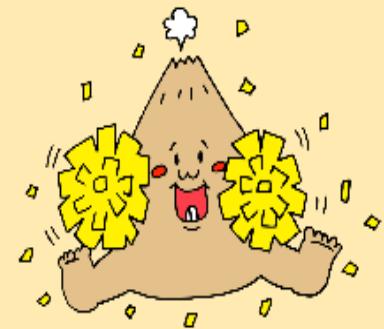
運営指導



- ・児発管メガニヨンが実施したプロセスのつづき
- R5.12.22
- ・児発管メガニヨンは、
保護者マルマルニヨンにモニタリングをし、
(R5.10.1～R6.3.31) の計画を説明し、
同意の署名をもらって、交付もすることができた



運営指導



- ・児発管メガニヨンが実施したプロセスのつづき
- R6.1月以降
- ・元児発管リキニヨンさんの「計画プロセスやることリスト」はR5年までで終わっていた
 - ・児発管メガニヨンは管理者マルニヨンから請求のしごとも頼まれるようになった
 - ・いそがしいのと、よく分からないのもあってベビニヨンニヨンの個別支援計画のことは忘れてしまい、その後は何もしていない



指導監査課 職員リキニヨンが帰ったあと、

2人は、せっかく用意していた怪談話  をするのを
わすれていたことに気がついた



書類の不備をたくさん言われすぎて
2人とも疲れて
頭のうえの火山は
いつもの4倍、噴火していた



結果通知

指導監査課
係長メガメガニヨン



令和6年12月・・・



指摘が多いので、

結果通知は郵送ではなく
市役所で直接わたされることになった



通所支援計画の作成等について（条例第83条準用第27条第8項及び解釈通知）

児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の作成後、当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて、変更を行うものとされているが、モニタリングを行っていない事例が認められるので、是正すること。

「最初の指摘はモニタリングです」

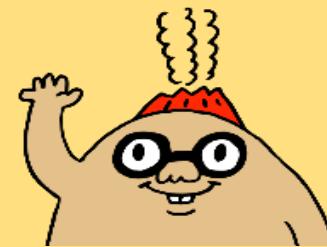
係長メガメガニヨンは説明をはじめた



結果通知①

モニタリング

指導監査課
係長メガメガニヨン



R5.9.6～11

モニタリングの面接日時の約束をするため、
保護者マルマルニヨンに何度も電話をしたが、保護者
マルマルニヨンは電話に出なかった

R5.9.28 パソコンに入っていた個別支援計画をコピペして

日時や行事などの内容を修正

(R5.4.1～R5.9.30) → (R5.10.1～R6.3.31)

「この場合、元児発管リキリキニヨンさんが
つくっていた計画の期間がおわるまえ、

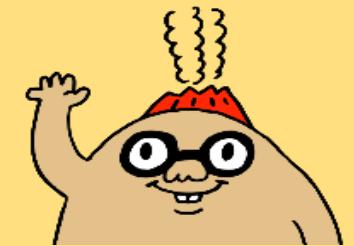
令和5年4月から9月までのあいだに
モニタリングをする必要がありました」



結果通知① モニタリング

「実際に、モニタリングができたのが
令和5年12月です」

指導監査課
係長メガメガニヨン



- ・児発管メガニヨンが実施したプロセスのつづき
- R5.12.22
- ・児発管メガニヨンは、
保護者マルマルニヨンにモニタリングをし、
(R5.10.1～R6.3.31) の計画を説明し、
同意の署名をもらって、交付もすることができた



結果通知① モニタリング

「モニタリングをするべきだった期間の最後の月である令和5年9月から、

モニタリングができた令和5年12月の前月である令和5年11月までは、



モニタリングができていないので、
個別支援計画未作成減算の対象となります」





「つぎは、説明と同意です」
職員リキニヨンが話しあげた

通所支援計画の作成等について（条例第83条準用第27条第6項及び第7項）
児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該計画について説明し、文書によりその同意を得、通所給付決定保護者に交付しなければならないが、説明し、同意を得、及び交付した日がサービス提供開始日より遅れている事例が認められるので、是正すること。

「原案の説明と文書による同意は
サービス提供日よりも前におこなう必要があります」



結果通知②^②
文書による同意

R5.10.5～8

・保護者マルマルニヨンに原案の説明をしようと電話したが、保護者マルマルニヨンは電話に出なかった

R5.12.22

・児発管メガニヨンは、保護者マルマルニヨンにモニタリングをし、(R5.10.1～R6.3.31) の計画を説明し、同意の署名をもらって、交付もすることができた

「この場合、
令和5年10月～令和6年3月分の計画がはじまる前、
令和5年9月までに

文書による同意をもらう必要がありました」



結果通知② 文書による同意



「令和 5 年 10 月と 11 月は、
文書による同意のないままのサービス提供なので、
個別支援計画未作成減算の対象となります」



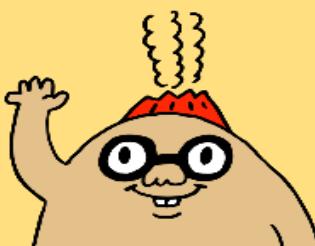
結果通知③ 作成していない

通所支援計画の作成等について（条例第83条準用第27条第4項）

児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの具体的な内容、サービスを提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した通所支援計画を作成しなければならないが、作成していない事例が認められるので、是正すること。

「最後の、これは明白ですね」係長メガメガニヨンは言った

「計画を作成していません・・・」



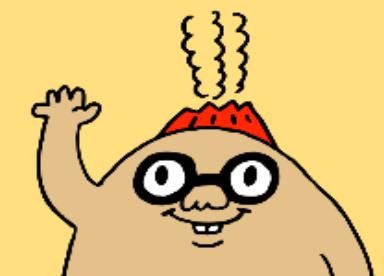
指導監査課
係長メガメガニヨン



R6.1月以降

- いそがしいのと、よく分からぬのもあって
ベビニヨンニヨンの個別支援計画のことは
忘れてしまい、その後は何もしていない

「令和5年10月～令和6年3月分の計画はありますが
令和6年4月以降の計画がありません」



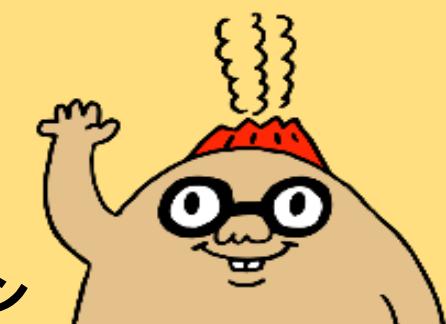
指導監査課
係長メガメガニヨン



結果通知③ 作成していない

「あれから、ベビニヨンニヨンの計画を作成しましたか？」
係長メガメガニヨンはきいた

指導監査課
係長メガメガニヨン



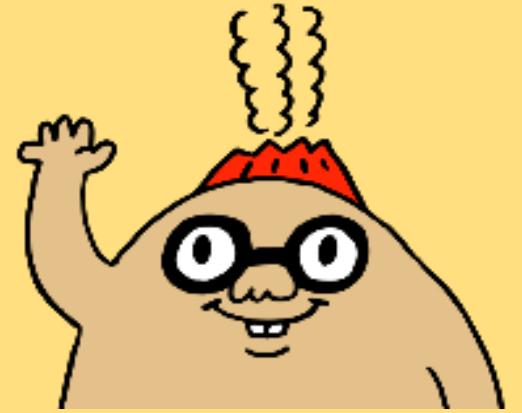
児発管メガニヨンは首をふった

「令和6年12月、今月のうちに
プロセスにそって計画をつくってください」
係長メガメガニヨンは言った



結果通知③ 作成していない

指導監査課
係長メガメガニヨン



「令和6年12月のうちに計画ができたとすると、

計画の期間がおわった翌月である令和6年4月から、
つぎの計画を作成した前月である令和6年11月までが、

計画のない期間となり、

個別支援計画未作成減算の対象となります」



通所支援計画等未作成減算について（報酬告示別表第3の1の注4の（2）及び留意事項通知）
サービスの提供に当たって、通所支援計画等の作成に係る業務が適切に行われていない場合に、
減算が適用される月から3月末満の月については100分の70（3月以上の月については100
分の50）を、所定単位数に乘じて得た数を算定するとされているが、減算した数を算定していな
い事例が認められるので、是正するとともに、他の事例を含め精査の上、関係保険者（市区町村）
と協議し、適正に過誤調整の手続きを行うこと。

指導監査課
職員リキニヨン



「つぎは、この3つの指摘分の過誤調整です」

職員リキニヨンは言った





①モニタリングをしていない 減算 R5.9～11月

②文書による同意がおくれている 減算 R5.10～11月

③計画がない 減算 R6.4～11月

「3つの指摘があった期間は、未作成減算を算定しないまま請求をしています

令和5年9～11月と令和6年4～11月の
過誤調整が必要です」



結果通知⑤

「30分以上1時間30分以下」の時間区分で算定していない
(個別支援計画が未作成の場合)

係長メガメガニヨンが言う

「もうひとつ、過誤調整があります。



計画がないので、基本報酬の区分がちがってきます」

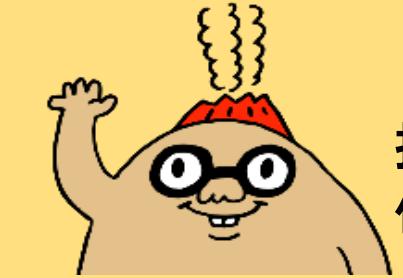
放課後等デイサービス給付費について（報酬告示別表第3の1の注1及び令和6年度報酬改定等に関するQ&A VoL. 1（令和6年3月29日事務連絡））

放課後等デイサービス給付費は、個別支援計画が未作成である場合には、「30分以上1時間30分以下」の時間区分で算定するものとされているが、「30分以上1時間30分以下」の時間区分で算定していない事例が認められるので、是正するとともに、関係保険者（市区町村）と協議し、適正に過誤調整の手続きを行うこと。

結果通知⑤

「30分以上1時間30分以下」の時間区分で算定していない (個別支援計画が未作成の場合)

「令和6年度報酬改定による規定で
令和6年4月以降が対象です



指導監査課
係長メガメガニヨン

令和6年4～10月分は、計画がないことにより
支援の提供時間を定めることができないので

区分2 (1時間30分超3時間以下)
区分3 (3時間超5時間以下) から区分1 (30分以上1時間30分以下)

へ変更する過誤調整が必要です」



結果通知⑤

「30分以上1時間30分以下」の時間区分で算定していない
(個別支援計画が未作成の場合)

指導監査課
係長メガメガニヨン



基本報酬 令和6年度報酬改定

※赤本第3巻P355 Q&A問4の答より

個別支援計画が未作成である場合や、
当初利用する予定がなかった日に支援を提供する場合など、
個別支援計画において支援の提供時間が定められていない場合
には「30分以上1時間30分以下」の時間区分での算定とする



結果通知

ベビニヨンニヨン分の過誤調整（返還額）は

令和5年 9月 $604 \text{単位} \times 0.7 = 423 \text{単位}$ (四捨五入) $604 - 423 = 181 \text{単位}$

$181 \text{単位} \times \text{利用10日} \times 10 = \underline{18,100 \text{円}}$

10月 $181 \text{単位} \times \text{利用15日} \times 10 = \underline{27,150 \text{円}}$

11月 $604 \text{単位} \times 0.5 = 302 \text{単位}$ $302 \text{単位} \times 16 \text{日} \times 10 = \underline{48,320 \text{円}}$



令和6年 4月 $609 - 574 \text{単位} = 35 \text{単位}$ $574 \text{単位} \times 0.7 = 402 \text{単位}$ (四捨五入) $574 - 402 = 172 \text{単位}$

$(35 + 172) \times \text{利用12日} \times 10 = \underline{24,840 \text{円}}$

5月 $(35 + 172) \times \text{利用14日} \times 10 = \underline{28,980 \text{円}}$

6月 $574 \text{単位} \times 0.5 = 287 \text{単位}$ $(35 + 287) \times \text{利用15日} \times 10 = \underline{48,300 \text{円}}$

7月 $(35 + 287) \times \text{利用13日} \times 10 = \underline{41,860 \text{円}}$

8月 $666 - 574 \text{単位} = 92 \text{単位}$ $666 \text{単位} \times 0.5 = 333 \text{単位}$

$(92 + 333) \times \text{利用24日} \times 10 = \underline{102,000 \text{円}}$

9月 $(35 + 287) \times \text{利用10日} \times 10 = \underline{32,200 \text{円}}$

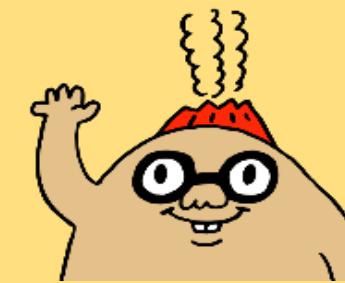
10月 $(35 + 287) \times \text{利用15日} \times 10 = \underline{48,300 \text{円}}$

11月 $(35 + 287) \times \text{利用12日} \times 10 = \underline{38,640 \text{円}}$



合計で **458,690円** になった

結果通知



指導監査課
係長メガメガニヨン

係長メガメガニヨンはつづけた

「利用児10人全員分の精査をして、
必要があれば過誤調整をしてください。

精査の報告書も添付してください。

改善報告書では、作成していなかった他の利用児の分も
作成して提出してください」



結果通知

児発管メガニヨンは、頭がくらくらした



児発管
メガニヨン



結果通知

係長メガメガニヨンはやさしく言った

「ところで、児発管メガニヨンは
児発管に必要なものは何だとおもいますか？」



指導監査課
係長メガメガニヨン

児発管メガニヨンはだまっていた



結果通知

係長メガメガニヨンがつづけた

「児発管に必要なのは、愛です」



指導監査課

係長メガメガニヨン

「児発管メガニヨンには愛があります」



結果通知

「そして、それと同じくらい大事なのが
基準の理解と事務処理能力です」

基準の理解



指導監査課
係長メガメガニヨン

事務処理能力



結果通知

「基準は、何回も、よく読んでください」
児発管メガニヨンは、うなづいた

基準の理解

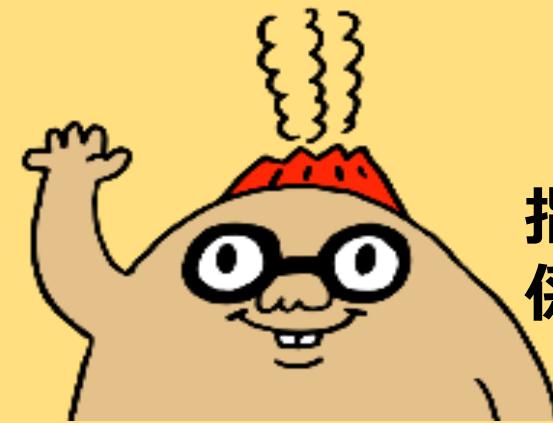


指導監査課
係長メガメガニヨン

運営指導のときに指導監査課 職員リキニヨンが説明したのが、
基準を読んだはじめてて、
しかもその1回きりだったことは、だまっていた



結果通知



指導監査課
係長メガメガニヨン

事務処理能力



「そしてこれからは、

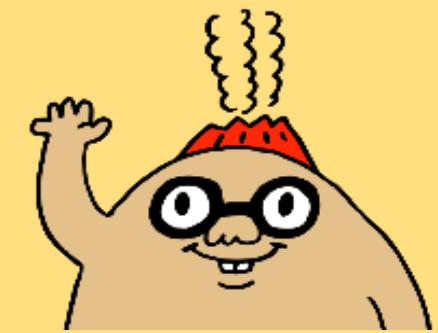
元児発管リキリキニヨンさんがつくってくれた
計画プロセスやることリストを

児発管メガニヨンが自分でつくっていく必要があります」



結果通知

「さいごに、もうひとつ大事なことがあります」
こんどは、係長メガメガニヨンは
管理者マルニヨンのほうをむいて言った



指導監査課
係長メガメガニヨン

「職場環境の整備です。
社長でもある管理者マルニヨンにしかできないことです」



結果通知

「児発管メガニヨンがはたらきやすい環境を
とのえてあげてください」



管理者マルニヨンは、真剣な顔でうなづいた



「児発管メガニヨン、応援しています」
係長メガメガニヨンはやさしくつけくわえた



後日談・・



改善報告

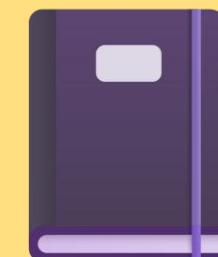


管理者（兼代表者）
マルニヨン

児発管メガニヨンと管理者マルニヨンは
他の利用児9人分の精査をした



児発管
メガニヨン



利用児2人目 ベビニョン分



令和6年 4月 $609 - 574$ 単位 = 35単位

$35 \times \text{利用} 12 \text{日} \times 10 = \underline{4,200 \text{円}}$

5月 $35 \times \text{利用} 14 \text{日} \times 10 = \underline{4,900 \text{円}}$

6月 $35 \times \text{利用} 15 \text{日} \times 10 = \underline{5,250 \text{円}}$

7月 $35 \times \text{利用} 13 \text{日} \times 10 = \underline{4,550 \text{円}}$

8月 $666 - 574$ 単位 = 92単位 $92 \times \text{利用} 24 \text{日} \times 10 = \underline{22,080 \text{円}}$

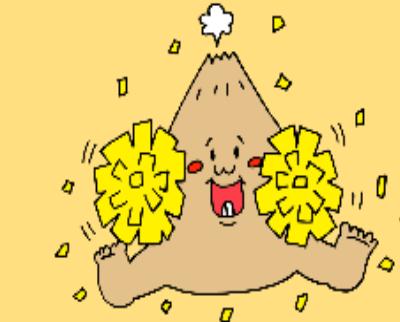
9月 $35 \times \text{利用} 10 \text{日} \times 10 = \underline{3,500 \text{円}}$

10月 $35 \times \text{利用} 15 \text{日} \times 10 = \underline{5,250 \text{円}}$

11月 $35 \times \text{利用} 14 \text{日} \times 10 = \underline{4,900 \text{円}}$

過誤調整（返還額）54,630円





利用児3人目 ベビーベビニヨン分

令和5年 9月 $604 \text{単位} \times 0.7 = 423 \text{単位}$ (四捨五入) $604 - 423 = 181 \text{単位}$

$181 \text{単位} \times \text{利用15日} \times 10 = \underline{27,150 \text{円}}$

10月 $181 \text{単位} \times \text{利用15日} \times 10 = \underline{27,150 \text{円}}$

11月 $604 \text{単位} \times 0.5 = 302 \text{単位}$ $302 \text{単位} \times 16 \text{日} \times 10 = \underline{48,320 \text{円}}$

令和6年 4月 $609 - 574 \text{単位} = 35 \text{単位}$ $574 \text{単位} \times 0.7 = 402 \text{単位}$ (四捨五入) $574 - 402 = 172 \text{単位}$

$(35 + 172) \times \text{利用12日} \times 10 = \underline{24,840 \text{円}}$

5月 $(35 + 172) \times \text{利用14日} \times 10 = \underline{28,980 \text{円}}$

6月 $574 \text{単位} \times 0.5 = 287 \text{単位}$ $(35 + 287) \times \text{利用15日} \times 10 = \underline{48,300 \text{円}}$

7月 $(35 + 287) \times \text{利用13日} \times 10 = \underline{41,860 \text{円}}$

8月 $666 - 574 \text{単位} = 92 \text{単位}$ $666 \text{単位} \times 0.5 = 333 \text{単位}$

$(92 + 333) \times \text{利用24日} \times 10 = \underline{102,000 \text{円}}$

9月 $(35 + 287) \times \text{利用10日} \times 10 = \underline{32,200 \text{円}}$

10月 $(35 + 287) \times \text{利用15日} \times 10 = \underline{48,300 \text{円}}$

11月 $(35 + 287) \times \text{利用12日} \times 10 = \underline{38,640 \text{円}}$



過誤調整（返還額）467,740円



利用児4人目 ベビベビ分

令和5年 9月 $604 \text{単位} \times 0.7 = 423 \text{単位}$ (四捨五入) $604 - 423 = 181 \text{単位}$

$181 \text{単位} \times \text{利用10日} \times 10 = \underline{18,100 \text{円}}$

10月 $181 \text{単位} \times \text{利用15日} \times 10 = \underline{27,150 \text{円}}$

11月 $604 \text{単位} \times 0.5 = 302 \text{単位}$ $302 \text{単位} \times 16 \text{日} \times 10 = \underline{48,320 \text{円}}$

12月 $604 \text{単位} \times 0.5 = 302 \text{単位}$ $302 \text{単位} \times 10 \text{日} \times 10 = \underline{32,000 \text{円}}$

令和6年 4月 $609 - 574 \text{単位} = 35 \text{単位}$ $574 \text{単位} \times 0.7 = 402 \text{単位}$ (四捨五入) $574 - 402 = 172 \text{単位}$

$(35 + 172) \times \text{利用12日} \times 10 = \underline{24,840 \text{円}}$

5月 $(35 + 172) \times \text{利用14日} \times 10 = \underline{28,980 \text{円}}$

6月 $574 \text{単位} \times 0.5 = 287 \text{単位}$ $(35 + 287) \times \text{利用15日} \times 10 = \underline{48,300 \text{円}}$

7月 $(35 + 287) \times \text{利用13日} \times 10 = \underline{41,860 \text{円}}$

8月 $666 - 574 \text{単位} = 92 \text{単位}$ $666 \text{単位} \times 0.5 = 333 \text{単位}$

$(92 + 333) \times \text{利用24日} \times 10 = \underline{102,000 \text{円}}$

9月 $(35 + 287) \times \text{利用10日} \times 10 = \underline{32,200 \text{円}}$

10月 $(35 + 287) \times \text{利用15日} \times 10 = \underline{48,300 \text{円}}$

11月 $(35 + 287) \times \text{利用12日} \times 10 = \underline{38,640 \text{円}}$



過誤調整 (返還額) 490,690円



利用児5人目 ニヨンニヨン分

令和5年 10月 $604 \text{単位} \times 0.7 = 423 \text{単位}$ (四捨五入) $604 - 423 = 181 \text{単位}$

$181 \text{単位} \times \text{利用15日} \times 10 = \underline{27,150 \text{円}}$

11月 $181 \text{単位} \times \text{利用16日} \times 10 = \underline{28,960 \text{円}}$

12月 $604 \text{単位} \times 0.5 = 302 \text{単位}$ $302 \text{単位} \times 10 \text{日} \times 10 = \underline{32,000 \text{円}}$

令和6年 4月 $609 - 574 = 35 \text{単位}$ $574 \text{単位} \times 0.7 = 402 \text{単位}$ (四捨五入) $574 - 402 = 172 \text{単位}$

$(35 + 172) \times \text{利用12日} \times 10 = \underline{24,840 \text{円}}$

5月 $(35 + 172) \times \text{利用14日} \times 10 = \underline{28,980 \text{円}}$

6月 $574 \text{単位} \times 0.5 = 287 \text{単位}$ $(35 + 287) \times \text{利用15日} \times 10 = \underline{48,300 \text{円}}$

7月 $(35 + 287) \times \text{利用13日} \times 10 = \underline{41,860 \text{円}}$

8月 $666 - 574 = 92 \text{単位}$ $666 \text{単位} \times 0.5 = 333 \text{単位}$

$(92 + 333) \times \text{利用24日} \times 10 = \underline{102,000 \text{円}}$

9月 $(35 + 287) \times \text{利用10日} \times 10 = \underline{32,200 \text{円}}$

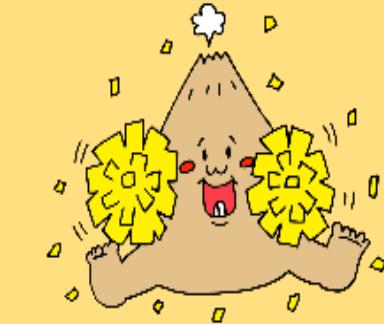
10月 $(35 + 287) \times \text{利用15日} \times 10 = \underline{48,300 \text{円}}$

11月 $(35 + 287) \times \text{利用12日} \times 10 = \underline{38,640 \text{円}}$



過誤調整 (返還額) 453,230円

利用児6人目 ニヨンベビ分



令和5年 9月 $604 \text{単位} \times 0.7 = 423 \text{単位}$ (四捨五入) $604 - 423 = 181 \text{単位}$

$181 \text{単位} \times \text{利用10日} \times 10 = \underline{18,100 \text{円}}$

10月 $181 \text{単位} \times \text{利用15日} \times 10 = \underline{27,150 \text{円}}$

11月 $604 \text{単位} \times 0.5 = 302 \text{単位}$ $302 \text{単位} \times 16 \text{日} \times 10 = \underline{48,320 \text{円}}$

12月 $604 \text{単位} \times 0.5 = 302 \text{単位}$ $302 \text{単位} \times 10 \text{日} \times 10 = \underline{30,200 \text{円}}$

令和6年 4月 $609 - 574 \text{単位} = 35 \text{単位}$ $574 \text{単位} \times 0.7 = 402 \text{単位}$ (四捨五入) $574 - 402 = 172 \text{単位}$

$(35 + 172) \times \text{利用12日} \times 10 = \underline{24,840 \text{円}}$

5月 $(35 + 172) \times \text{利用14日} \times 10 = \underline{28,980 \text{円}}$

6月 $574 \text{単位} \times 0.5 = 287 \text{単位}$ $(35 + 287) \times \text{利用15日} \times 10 = \underline{48,300 \text{円}}$

7月 $(35 + 287) \times \text{利用13日} \times 10 = \underline{41,860 \text{円}}$

8月 $666 - 574 \text{単位} = 92 \text{単位}$ $666 \text{単位} \times 0.5 = 333 \text{単位}$

$(92 + 333) \times \text{利用24日} \times 10 = \underline{102,000 \text{円}}$

9月 $(35 + 287) \times \text{利用10日} \times 10 = \underline{32,200 \text{円}}$

10月 $(35 + 287) \times \text{利用15日} \times 10 = \underline{48,300 \text{円}}$

11月 $(35 + 287) \times \text{利用12日} \times 10 = \underline{38,640 \text{円}}$

過誤調整 (返還額) **475,210円**



利用児7人目 ニヨンニヨンベビ分



令和5年 9月 $604 \text{単位} \times 0.7 = 423 \text{単位}$ (四捨五入) $604 - 423 = 181 \text{単位}$

$181 \text{単位} \times \text{利用10日} \times 10 = \underline{18,100 \text{円}}$

10月 $181 \text{単位} \times \text{利用15日} \times 10 = \underline{27,150 \text{円}}$

11月 $604 \text{単位} \times 0.5 = 302 \text{単位}$ $302 \text{単位} \times 16 \text{日} \times 10 = \underline{48,320 \text{円}}$

令和6年 4月 $609 - 574 \text{単位} = 35 \text{単位}$ $574 \text{単位} \times 0.7 = 402 \text{単位}$ (四捨五入) $574 - 402 = 172 \text{単位}$

$(35 + 172) \times \text{利用12日} \times 10 = \underline{24,840 \text{円}}$

5月 $(35 + 172) \times \text{利用10日} \times 10 = \underline{20,700 \text{円}}$

6月 $574 \text{単位} \times 0.5 = 287 \text{単位}$ $(35 + 287) \times \text{利用15日} \times 10 = \underline{48,300 \text{円}}$

7月 $(35 + 287) \times \text{利用13日} \times 10 = \underline{41,860 \text{円}}$

8月 $666 - 574 \text{単位} = 92 \text{単位}$ $666 \text{単位} \times 0.5 = 333 \text{単位}$

$(92 + 333) \times \text{利用24日} \times 10 = \underline{102,000 \text{円}}$

9月 $(35 + 287) \times \text{利用10日} \times 10 = \underline{32,200 \text{円}}$

10月 $(35 + 287) \times \text{利用15日} \times 10 = \underline{48,300 \text{円}}$

11月 $(35 + 287) \times \text{利用12日} \times 10 = \underline{38,640 \text{円}}$

過誤調整 (返還額) 450,670円



利用児8人目 ニヨン分



令和5年 9月 $604 \text{単位} \times 0.7 = 423 \text{単位}$ (四捨五入) $604 - 423 = 181 \text{単位}$
 $181 \text{単位} \times \text{利用10日} \times 10 = \underline{18,100 \text{円}}$
10月 $181 \text{単位} \times \text{利用15日} \times 10 = \underline{27,150 \text{円}}$
11月 $604 \text{単位} \times 0.5 = 302 \text{単位}$ $302 \text{単位} \times 16 \text{日} \times 10 = \underline{48,320 \text{円}}$

令和6年 6月 $574 \text{単位} \times 0.5 = 287 \text{単位}$ $(35 + 287) \times \text{利用15日} \times 10 = \underline{48,300 \text{円}}$
7月 $(35 + 287) \times \text{利用13日} \times 10 = \underline{41,860 \text{円}}$
8月 $666 - 574 \text{単位} = 92 \text{単位}$ $666 \text{単位} \times 0.5 = 333 \text{単位}$
 $(92 + 333) \times \text{利用24日} \times 10 = \underline{102,000 \text{円}}$
9月 $(35 + 287) \times \text{利用10日} \times 10 = \underline{32,200 \text{円}}$
10月 $(35 + 287) \times \text{利用15日} \times 10 = \underline{48,300 \text{円}}$
11月 $(35 + 287) \times \text{利用12日} \times 10 = \underline{38,640 \text{円}}$

過誤調整 (返還額) 404,870円



利用児9人目 ベビ分



令和5年 9月 $604 \text{単位} \times 0.7 = 423 \text{単位}$ (四捨五入) $604 - 423 = 181 \text{単位}$

$181 \text{単位} \times \text{利用10日} \times 10 = \underline{18,100 \text{円}}$

10月 $181 \text{単位} \times \text{利用15日} \times 10 = \underline{27,150 \text{円}}$

令和6年 4月 $609 - 574 \text{単位} = 35 \text{単位}$ $574 \text{単位} \times 0.7 = 402 \text{単位}$ (四捨五入) $574 - 402 = 172 \text{単位}$

$(35 + 172) \times \text{利用12日} \times 10 = \underline{24,840 \text{円}}$

5月 $(35 + 172) \times \text{利用14日} \times 10 = \underline{28,980 \text{円}}$

6月 $574 \text{単位} \times 0.5 = 287 \text{単位}$ $(35 + 287) \times \text{利用15日} \times 10 = \underline{48,300 \text{円}}$

7月 $(35 + 287) \times \text{利用13日} \times 10 = \underline{41,860 \text{円}}$

8月 $666 - 574 \text{単位} = 92 \text{単位}$ $666 \text{単位} \times 0.5 = 333 \text{単位}$

$(92 + 333) \times \text{利用24日} \times 10 = \underline{102,000 \text{円}}$

9月 $(35 + 287) \times \text{利用10日} \times 10 = \underline{32,200 \text{円}}$

10月 $(35 + 287) \times \text{利用15日} \times 10 = \underline{48,300 \text{円}}$

11月 $(35 + 287) \times \text{利用12日} \times 10 = \underline{38,640 \text{円}}$

過誤調整 (返還額) **410,370円**



利用児10人目 ベビベビニヨンニヨン分



令和5年 9月 $604 \text{単位} \times 0.7 = 423 \text{単位}$ (四捨五入) $604 - 423 = 181 \text{単位}$

$181 \text{単位} \times \text{利用10日} \times 10 = \underline{18,100 \text{円}}$

10月 $181 \text{単位} \times \text{利用15日} \times 10 = \underline{27,150 \text{円}}$

11月 $604 \text{単位} \times 0.5 = 302 \text{単位}$ $302 \text{単位} \times 16 \text{日} \times 10 = \underline{48,320 \text{円}}$

12月 $302 \text{単位} \times 16 \text{日} \times 10 = \underline{48,320 \text{円}}$

令和6年 1月 $302 \text{単位} \times 10 \text{日} \times 10 = \underline{30,200 \text{円}}$

4月 $609 - 574 \text{単位} = 35 \text{単位}$ $574 \text{単位} \times 0.7 = 402 \text{単位}$ (四捨五入) $574 - 402 = 172 \text{単位}$
 $(35 + 172) \times \text{利用12日} \times 10 = \underline{24,840 \text{円}}$

5月 $(35 + 172) \times \text{利用14日} \times 10 = \underline{28,980 \text{円}}$

6月 $574 \text{単位} \times 0.5 = 287 \text{単位}$ $(35 + 287) \times \text{利用15日} \times 10 = \underline{48,300 \text{円}}$

7月 $(35 + 287) \times \text{利用13日} \times 10 = \underline{41,860 \text{円}}$

8月 $666 - 574 \text{単位} = 92 \text{単位}$ $666 \text{単位} \times 0.5 = 333 \text{単位}$
 $(92 + 333) \times \text{利用24日} \times 10 = \underline{102,000 \text{円}}$

9月 $(35 + 287) \times \text{利用10日} \times 10 = \underline{32,200 \text{円}}$

10月 $(35 + 287) \times \text{利用15日} \times 10 = \underline{48,300 \text{円}}$

11月 $(35 + 287) \times \text{利用12日} \times 10 = \underline{38,640 \text{円}}$



過誤調整 (返還額) 537,210円

改善報告

10人分あわせると4,203,310円になった



改善報告

未作成減算がなかったのは
ベビニヨン1人分だけで、



そのベビニヨン分も
計画に支援の提供時間は書いていなかったので、

令和6年4月以降は全員分を区分1へ変更する
過誤調整が必要だった





4,203,310円を一度に払いきるのは無理だった

過誤調整予定表

R7.2	R7.12
R7.3	R8.1
R7.4	R8.2
R7.5	R8.3
R7.6	R8.4
R7.7	R8.5
R7.8	R8.6
R7.9	R8.7
R7.10	R8.8
R7.11	R8.9

管理者マルニヨンは障害福祉課に行き、

職員マルニヨンニヨンと話しをして
20ヶ月の分割で、
過誤調整することになった

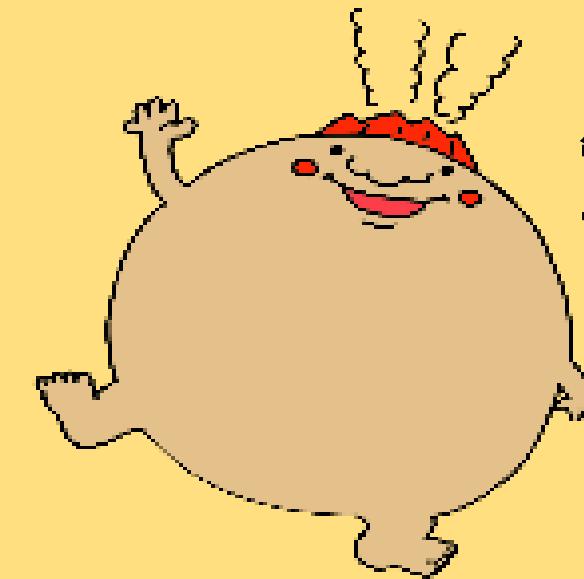


「マグチャイルド」はもちこたえた・・



改善報告

責任を感じる児発管メガニヨンに、
管理者マルニヨンは言った
「いいんだよ、社長が悪かった」



管理者（兼代表者）
マルニヨン



そして、くまができた顔でにっこりと笑う
「おれにとって児発管メガニヨンは
どんなときでも世界一だ」



改善報告

児発管メガニヨンは、
指導監査課 係長メガメガニヨンの言うとおり



基準を読み、
ベビニヨンニヨンをはじめ計画をつくっていなかった
利用児9人分の計画をプロセスにそってつくろうとした

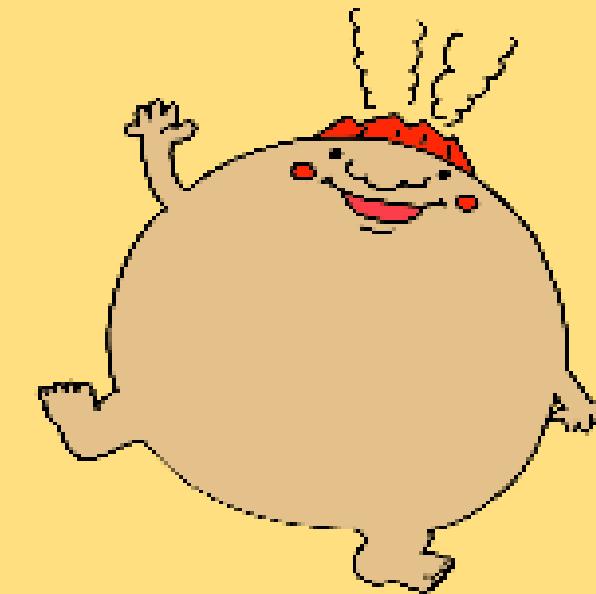


改善報告

わからないことがあると
管理者マルニヨンにきいた

管理者マルニヨンは
質問されると
体を赤くなったり青くなったりさせながら、考えた
頭の上の火山は
いつもの8倍、噴火した

そして気絶してしまう



管理者（兼代表者）
マルニヨン



改善報告

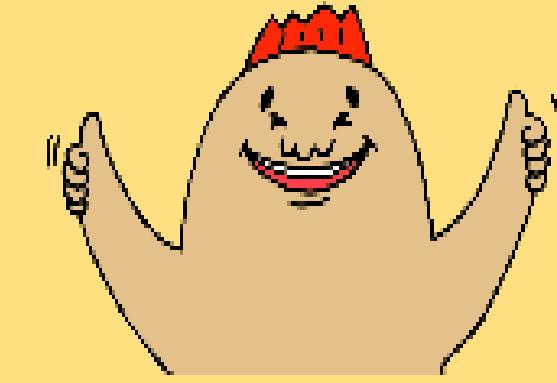
児発管メガニヨンは
管理者マルニヨンが考えようしてくれたことが
うれしくて泣いてしまう



児発管
メガニヨン



改善報告

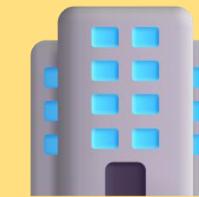


指導監査課
職員リキニヨン

そしてそういうときは
指導監査課 職員リキニヨンにきくようになった



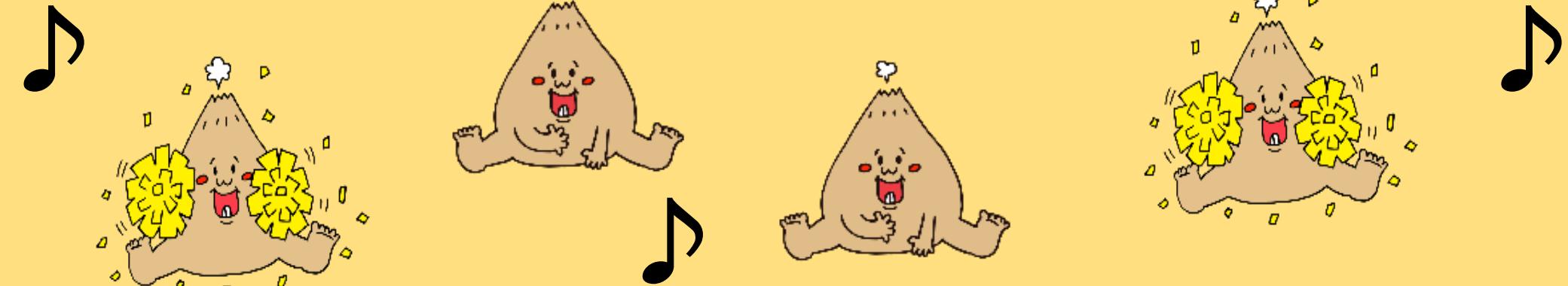
職員リキニヨンは、1日に4回も
電話したり直接来たりする児発管メガニヨンに、
ぎょっとしながらも



ていねいにおしえてくれた



児発管
メガニヨン



ベビニヨンニヨンは、他の利用児もさそって

「キジュンニヨンニヨン♪ ケイカクニヨンニヨン♪」

とあたらしい歌をうたいながら
児発管メガニヨンの後ろについてまわった



そして、きっといま
児発管メガニヨンが考えているにちがいない怪談話は

キジュンとケイカクの、
どっちが主人公 でどっちがおばけ なんだろう、と

わくわくしながら、
児発管メガニヨンが話してくれるのを待っているのだった



FIN



15 障害福祉サービスにおける 不適正事例について



指導監査課では、
行政として

利用者が安心して障害福祉サービスを利用できるよう



所管課である障害福祉課と連携し

不正請求や
虐待・人員基準違反などの著しい基準違反等に対し
常にアンテナをめぐらせ、

入手した情報をもとに、適宜、監査を実施しています



運営指導と両輪をなす
指導監査課（介護・障害指導係）の大事な業務です



指定取消

令和 7 年度
(9月末現在)

2 件

令和 6 年度

1 件



障害福祉サービス事業者の行政処分事例①

指定取消（令和7年度）



サービスの種類

就労継続支援B型



处分年月日（指定取消年月日）

令和7年9月26日（令和7年9月30日）



処分の理由

不正請求 (障害者総合支援法第50条第1項第6号該当)

1. 就労継続支援B型サービス費（1）について、一部の利用者について、指定就労継続支援B型を利用してないにもかかわらず、請求した。
2. 就労継続支援B型サービス費（1）について、1. のとおり、実際に利用者に支払った工賃より多く工賃を利用者に支払ったという内容で平均工賃月額を算出し、請求した。

※他13項目



経済上の措置

不正に請求して受領していた訓練等給付費を返還させるほか、法第8条第2項の規定により、当該返還額に100分の40を乗じて得た加算額を請求する。（令和2年4月から令和7年3月まで）

不正請求額	25,176,250円
加算額	10,064,381円
返還額	35,240,631円



その他

- ・当該法人は指定取消日から起算して5年を経過しない間は障害福祉サービス事業の指定不可
- ・当該法人の役員及び管理者が、役員となっている法人及び管理者である事業所は、指定取消日から起算して5年を経過しない間は障害福祉事業の指定不可



サービスの種類

児童発達支援、放課後等デイサービス



处分年月日（指定取消年月日）

令和7年4月30日（令和7年4月30日）



経済上の措置

不正に請求して受領していた障害児通所給付費を返還させるほか、児童福祉法第57条の2第2項の規定により、当該返還額に100分の40を乗じて得た加算額を請求する。

不正請求額	15,797,730円
加算額	6,244,588円
返還額	22,042,318円



処分の理由

不正請求 (児童福祉法第21条の5の24第1項第6号)

- ・運営指導で指摘した、個別支援計画未作成減算の過誤調整を行わないまま、減算せず請求した。
- ・児童発達支援給付費及び放課後等デイサービス給付費について、時間区分を変更せず請求した。

※他4項目



処分の理由

人員基準違反 (児童福祉法第21条の5の24第1項第4号)

- ・人員基準に定める児童指導員又は保育士を配置していなかった。



処分の理由

運営基準違反 (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号)

- ・児童発達支援管理責任者に、個別支援計画の作成に関する業務をさせていなかった。
- ・勤務実態に沿った勤務表を作成していなかった。
- ・利用定員を超えて、サービスの提供を行った。

※他5項目



サービスの種類

放課後等デイサービス



处分年月日（指定取消年月日）

令和6年9月30日（令和6年10月25日）



処分の理由

不正の手段による指定

(児童福祉法第21条の5の24第1項第9号)

- 専任かつ常勤の児童発達支援管理責任者を1人以上配置していないにもかかわらず、令和6年6月1日付指定更新（令和6年3月26日付申請）時、虚偽の従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表を作成し、人員配置基準を満たすものとして不正の手段により指定を受けた。



処分の理由

不正請求 (児童福祉法第21条の5の24第1項第6号)

- ・令和6年6月、児童発達支援管理責任者欠如減算をせず給付費を請求した。
- ・令和6年4月から令和6年6月まで、児童指導員等加配加算及び専門的支援加算を算定し請求し続けた。
- ・令和6年4月から令和6年6月まで、個別支援計画未作成減算をせず給付費を請求し続けた。

(注) 不正の手段により指定を受けた以降の全額を含む。



処分の理由

人員基準違反 (児童福祉法第21条の5の24第1項第4号)

- ・令和6年4月1日以降、専任かつ常勤の児童発達支援管理責任者を1人以上配置していなかった。



処分の理由

運営基準違反 (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号)

- ・児童発達支援管理責任者が、個別支援計画の作成に関する業務をしていなかった。
- ・利用定員を超えて、サービスの提供を行っていた。
- ・令和6年6月以降の勤務表を作成していなかった。



処分の理由

虚偽答弁・監査妨害

(児童福祉法第21条の5の24第1項第8号)

- ・令和6年7月16日の監査時、児童発達支援管理責任者が出勤していないにもかかわらず、出勤していると虚偽の答弁をした。
- ・令和6年7月16日の監査時、従業者に対して、児童発達支援管理責任者は出勤していると答弁するよう指示し、監査の実施を妨げた。



経済上の措置

不正に請求して受領していた障害児通所給付費を返還させるほか、児童福祉法第57条の2第2項の規定により、当該返還額に100分の40を乗じて得た加算額を請求する。

不正請求額	3,512,170円
加算額	1,342,473円
返還額	4,854,643円



指定の一部の効力の停止

令和 7 年度 1 件
(9月末現在)

令和 6 年度 1 件



サービスの種類

放課後等デイサービス



处分年月日（効力発生日）

令和7年7月31日（令和7年8月1日）



処分の内容

指定の一部の効力の停止

新規利用者の受入停止 3月

(令和7年8月1日から令和7年10月31日まで (3か月間))



処分の理由

人格尊重義務違反（法第21条の5の24第1項第3号該当）

対象事業所の職員が、少なくとも、同事業所利用者である障害児に対し、指導と称し、身体的虐待（げんごつ）を令和6年6月から令和7年3月の間に計4回行った。



サービスの種類

障害者支援施設、生活介護



处分年月日（指定の一部効力停止年月日）

令和6年8月19日（令和6年9月1日）



処分の内容等

指定の一部の効力の停止

新規利用者の受入停止 1年

(令和6年9月1日から令和7年8月31日まで (1年間))

報酬支払額の7割への制限 6月

(令和6年9月1日から令和7年2月28日まで (6ヶ月間))



障害福祉サービス事業者の行政処分事例⑤

指定の一部の効力の停止（令和6年度）



処分の理由

人格尊重義務違反

- ・障害者支援施設（障害者総合支援法第50条第3項準用同条第1項第3号該当）
- ・生活介護（障害者総合支援法第50条第1項第3号該当）

障害者支援施設
心理的虐待や身体的虐待など、計27件の虐待があった。

生活介護
心理的虐待など、計11件の虐待があった。



処分の理由

不正請求

障害者支援施設（障害者総合支援法第50条第3項準用同条第1項第6号該当）
生活介護（障害者総合支援法第50条第1項第6号該当）

生活介護

平成27年4月から令和6年1月まで、人員配置体制加算Ⅱについて、算定要件（常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を2で除した数以上である場合）を満たしていないにもかかわらず、請求を不正に行い、受領した。

※他、障害者支援施設1項目、生活介護2項目



処分の理由

虚偽報告 1項目

障害者支援施設（障害者総合支援法第50条第3項準用同条第1項第7号該当）
生活介護（障害者総合支援法第50条第1項第7号該当）

虚偽答弁 3項目

障害者支援施設（障害者総合支援法第50条第3項準用同条第1項第8号該当）
生活介護（障害者総合支援法第50条第1項第8号該当）

関係法令違反 1項目

障害者支援施設（障害者総合支援法第50条第3項準用同条第1項第10号該当）
生活介護（障害者総合支援法第50条第1項第10号該当）



経済上の措置

不正に請求して受領していた介護給付費を返還させるほか、
法第8条第2項の規定により、当該返還額に100分の40を乗じて
得た加算額を請求する。（本市分）

不正請求額	31,961,260円
加算額	12,784,504円
返還額	44,745,764円



行政処分となつた事例はすべて
事業所名もふくめ、市として公表します

これまでの事例は
テレビや新聞などで報道されています

市ホームページ上への掲載もおこないます



当 初 は 発 端 にす き な か つ た 不 適 正 事 例 は

と り か え し の つ か な い と こ ろ ま で 来 て し ま え ば
行 政 处 分 に 至 る こ と に な り

か か わ る 多 く の 人 の 人 生 を 変 え て し ま い ま す



監査

入手した各種情報により
指定基準違反や不正請求などが認められる場合（疑いがある場合）に
事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを目的に
実施



- ・運営指導において確認した情報
- ・通報、苦情、相談等
- ・相談支援事業所等へ寄せられる苦情
- ・請求データの分析から特異傾向を示すもの



加算の要件を確認する際に

「これくらい、大丈夫だろう」と要件確認を怠ったり

時間がなくて、個別支援計画を作成しなかったこと

などが、結果として不正請求につながります



ご清聴ありがとうございました

引き続き、資料もご確認いただき、確認終了後、

期限内に『確認票』を市へ送信してください。

よろしくお願ひいたします。

マグマシティPRキャラクター
火山の妖精「マグニヨン」



マルニヨン

1事業所(事業所番号)ごとに、
どなたか1名のみ送信してください。

1事業所で、複数名又は複数回の
送信をすることがないよう、注意して下さい。



あなたとわくわく

マグマシティ
鹿児島市

ありがとうございました！！



音楽

フリーBGM素材 甘茶の音楽工房

フリー音楽素材 ノスタルジア